令和 5 年度脱炭素先行地域の選定及び効果検証等委託業務
質問回答

質問

回答

本業務の受注により、自治体による脱炭素 先行地域への提案支援業務等の実施に 制約が発生し得るのか、について御確認さ せていただければと存じます 本業務の遂行に当たり、脱炭素先行地域の要件の検討や審査等に係る情報を取り扱うことになります。このため、本業務の受託者が自治体による脱炭素先行地域への提案支援業務等(以下、「自治体支援業務」という。)を実施する場合には、本業務と自治体支援業務の担当者を分けていただくとともに、自治体支援業務の担当者が本業務に係る書類等の閲覧をできないようにするなどの措置を講じていただき、守秘義務の遵守と脱炭素先行地域の選定プロセスの公平性の担保が必要になります。